平成28年度第1回東久留米市自転車等放置防止対策審議会(第10期)議事録(要約)

日 時:平成28年5月25日(水)10:00~10:40

会 場:市役所 4 階 庁議室

出席者:【審議会委員】大野委員、新妻委員、丸山委員、冨田委員、小原委員、山下委員、 永渕委員

【傍聴者】0名

【事務局】管理課長、担当職員3名

配布資料:次第

資料-① 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則

資料-② 市営自転車等駐車場登録使用料の改定経過一覧表

資料-③ 東久留米駅周辺自転車等駐車場と放置禁止区域

資料-④ 東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員名簿 (平成 28 年 5 月 25 日現在)

第1 開会

第2 委員委嘱

第3 市長あいさつ

第4 会長・副会長の選出

第5 諮問

第6 諸報告

第7 閉会

第1 開会

事務局 定刻前でございますが、全員お揃いでございますので、審議会を進めさせていただ きたいと思っております。

改めまして、皆さん、こんにちは。

参加者一同 こんにちは。

事務局 本日はお忙しいところ、平成28年度第1回東久留米市自転車等放置防止対策審議 会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当しております管理課長の古澤でございます。新たに委員が構成されましたので、まず私の方から議事の方を進めさせていただきたいと考えてございます。 大変申し訳ないことでございますが、恐れ入りますが、着席の上会議の方を進めさせていただきます。お手元にございます次第に沿いまして、進めさせていただきます。

第2 委員委嘱

事務局 次第2といたしまして、委員の委嘱についてでございます。新たに委員に就任いた だきます皆様に、市長より委嘱書の交付がございます。

-市長より委嘱書の交付-

市長

委嘱書、大野貴志夫殿 東久留米市自転車等放置防止に関する条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員を委嘱します。 任期平成28年5月25日から平成30年5月24日まで。平成28年5月25日、東久留 米市長並木克巳。よろしくお願いいたします。

委嘱書、山下知子殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。 委嘱書、新妻敦司殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。 委嘱書、小原延之殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。 委嘱書、丸山泰弘殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。 委嘱書、富田恭史殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。 委嘱書、永渕充子殿。以下同文であります。よろしくお願いいたします。

第3 市長あいさつ

事務局

続きまして、次第の3といたしまして、市長よりご挨拶がございます。市長、よろ しくお願いいたします。

市長

それでは、改めまして、皆様、こんにちは。市長の並木でございます。

本日は、公私ともに大変ご多忙なところ、東久留米市自転車等放置防止対策審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より地域行政に対しましてご理解とご協力を賜りますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

現在、東久留米駅周辺におきましては、道路等の公共の場における自転車等の放置件数は、年々減少の傾向にあり、駅前環境の安全確保は進んでおります。しかし、市民の皆様に対して、自転車等利用の利便性を改善し、より良いまちづくりを行うためには、市といたしましても自転車等の放置防止対策を総合的に推進しなければならないと考えているところでございます。この推進に寄与するための重要な案件として、この度は自転車等駐車場使用料等の改定をご審議いただきたいと考えております。どうぞ十分なご審議をいただいた上で答申をいただければ幸いと考えております。

委員の皆様におかれましては、本審議会開催にあたりましては、貴重なお時間をいただき、運営にご協力をいただきますことを改めて感謝申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

第4 会長・副会長の選出

事務局

続きまして、次第の4、会長・副会長の選出についてでございます。会長及び副会長につきましては、東久留米市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第19条第4項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなってございます。互選の方法は委員の指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございますでしょう

か。

(異議なしの声)

事務局 異議がないということでございますので、委員の指名推薦と致したいと考えております。それでは、どなたか会長のご推薦をいただけますでしょうか。

○○委員はい、議長。

事務局はい、○○委員。

○○委員 会長は大野委員、副会長は小原委員にお願いできたらと思いますが、いかがでしょ うか。以上です。

事務局 ただいま○○委員より、会長には大野委員を、副会長には小原委員とのご推薦がありました。委員の方、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 はい、ありがとうございます。それでは、大野委員に会長を、副会長には小原委員 をお願いしたいと思います。

ここで少し暫時休憩させていただきまして、委員の方、会長席の方へ移動をよろしくお願いしたいと思います。

~休憩~

事務局 それでは、休憩を閉じさせていただきまして会議を再開させていただきます。 それでは会長に一言ご挨拶の方をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会長 改めまして、大野でございます。どうぞよろしくお願いします。ただいま各位皆様 方のご推薦により当審議会の会長を務めさせていただくことになりました。どうぞよ ろしくお願いいたします。

自転車利用について考えますと、自転車というものは非常に便利な乗り物で体にもいいし、健康にもいい、それから環境にも優しいエコな乗り物でございます。ただし最近は、放置自転車問題や自転車による事故ということが結構取り上げられております。また、駐輪場の利用料につきましては、行政の立場を考えますと利用される方、されない方の税負担ということも考慮しないといけないのではないかと思っております。

今更申し上げることもないですけれども、私たちのように社会生活をしているといろんな意見があります。100人集まれば100人の意見があるというのは承知の通りですので、皆さんに、全ての方に満足していただけるパーフェクトな答えというのは絶

対無理だと思うのですけれども、それでもこの審議会を通じて皆様方と熱心な討議、 意見交換をすることによって、一人でも多くの方、自転車を利用される方、されない 方、また若い方、年配の方まで一人でも多くの方が納得できるような利用料金の提案、 答申をさせていただいて、自転車利用を通じて、「東久留米っていうのは住みやすいま ちなんだな」というまちづくりのお手伝いを皆様方とさせていただきたいと思います ので、どうぞよろしくお願いいたします。自転車一つをとっても「東久留米っていう のは素晴らしいまちだ」という様に皆様方としていきたいと思っております。

最後になりますけれども、この短い間の審議会ですけれども、いろんな意見が出てくると思います。それと厳しい雰囲気にもなると思いますけれども、こうやってご縁があって皆さんと一緒にやるのですから、馴れ合いはいけませんが、厳しい雰囲気の中でも和気藹々とほのぼのとした雰囲気で審議会をしていきたいと思います。その点についても皆様方のご協力を一つよろしくお願いします。どうぞ今回はよろしくお願いたします。

(拍手)

第5 諮問

事務局ありがとうございました。

それでは、次第の5、市長より諮問がございますので、市長よろしくお願い申し上 げます。

市長

東久留米市自転車等放置防止対策審議会大野会長殿。東久留米市長、並木克巳。諮問書、東久留米市自転車等放置防止に関する条例施行規則第19条第1項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

- 1 諮問事項 自転車等駐車場使用料等の改定について
- 2 答申期限 平成 29 年 3 月 31 日 よろしくお願いします。

会長 よろしくお願いします。

事務局 市長、ありがとうございました。

なお、公務の都合がございますので、ここで並木市長につきましてはご退席をさせていただきます。

市長
それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

- 市長退席 -

事務局 それではこれよりこの議事進行を大野会長にお願いしたいと思っております。 よろしくお願い申し上げます。 会長

それでは、これから議事進行を私の方で務めさせていただきますので、よろしくお 願いします。

今、市長から委嘱がありましたけれども、この審議会は東久留米市自転車等放置防止対策審議会となっております。話の中でやっぱり放置自転車の問題も出てくるとは思いますけれども、メインは今ありました自転車駐車料金の改定、料金をどうするかということが目的なことでございます。一つよろしくお願いします。

それでは、これから議事を進めたいと思いますけれども、この審議に先立ちまして、この審議会は議事録を残すことになっています。議事録を残すために録音をしております。録音に基づいて議事録を作成して、それでこの議事録を各委員の皆さんのお手元の方に郵送させていただきます。審議員の皆様には確認をしていただいて、違っていたら事務局の方に言っていただきたく思います。よろしければ議事録を作成して事務局の方で保管をさせていただきます。よろしいでしょうか。将来的にこの議事録の公開は、法律に基づくのであれば、公開をするということになっていますけれども、その点をよろしくお願いいたします。

以上、この様な形で進めていきますので、よろしくお願いします。よろしいですか。 次に、事務局より本日の配付資料の確認及び説明をお願いします。

事務局

それでは、まず資料のご配付の確認とご説明の方をさせていただきたいと思います。 本日、机の上にお配りしております資料は、審議会の次第の他に下の方に書いてございます。

①といたしまして東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則でございます。②といたしまして市営自転車等駐車場登録使用料の改定経過一覧表、③といたしまして東久留米駅周辺自転車等駐車場と放置禁止区域、④といたしまして東久留米市自転車等放置防止対策審議会委員名簿の4点でございます。

資料に不足がございますでしょうか。

(資料の不足なし)

事務局

無いようでございますので、続きまして、本日お配りしております資料の説明の方をさせていただきたいと思います。

はじめに資料①をご覧ください。こちらにつきましては当審議会の根拠となってございます東久留米市自転車等の放置防止に関する条例及び施行規則となってございます。

当審議会の設置及び運営につきましては、恐れ入りますが、お手元の資料の8ページ目をご覧いただきたいと思います。8ページ目に条例第36条と、少しおめくりいただきますと、16ページ目、17ページ目に施行規則の第19条に規定されていることでございます。これによりまして当審議会を運営させていただく形となってございます。

自転車等駐車場使用料につきましては、少しページをお戻りいただきまして、3ページ目と4ページ目にございます。条例第14条「撤去費用の徴収」、また第17条の「使用料等」に規定しておりまして、その金額につきましては、少しおめくりいただきまして10ページ目と11ページ目をご覧いただきたいと思います。規則の別表1から別表3に乗っているとおりになっているような状況でございます。

現在の自転車等駐車場の年間使用料の経過につきましては、次の資料②に記載して ございます。最終的に一番右側になるわけでございますが、平成16年12月の条例改 正によりまして、平成17年度以降からご利用いただいている駐車場の利用料金が現在 改定されておらず、そのままの金額で現在使われているところでございます。

次に資料③でございます。これは東久留米駅周辺の自転車等駐車場と条例第9条で規定しております放置禁止区域を示しているものでございます。自転車等駐車場は市営の定期利用と一時利用、そして民間で管理・運営されているものを色分けして所在を示しているところでございます。市営の自転車等駐車場は、近年、地権者の土地利用が進み、お借りしておりました用地の返還等と重なりまして、現在、定期利用と一時利用の両方を合わせまして、5箇所の駐車場を管理・運営している状況でございます。このたび第10期となります東久留米市自転車等放置防止対策審議会でご審議いただく内容につきましては、先ほど市長により諮問いたしました使用料の改正をメインに考えているところでございます。これにつきましては、自転車等駐車場の定期利用の使用料金と一時利用の使用料金、そして撤去料について主にご審議をいただこうと考えているところでございます。

最後に当審議会に就任いただきました皆様の名簿を資料④として添付させていただいているところでございます。

大変簡単ではございますが、資料についての説明は以上の通りとさせていただきます。

会長ありがとうございました。

何か資料についてご質問のある方いらっしゃいますか。あれば挙手をお願いいたします。

(質問なし)

会長 よろしいでしょうか。審議を進めているうちに「これは何だ」「これはご説明お願い します」ということになると思いますけれども、質問がないので資料については以上 とさせていただきます。

第6 諸報告

会長 続きましては、次第6です。

諸報告について事務局の説明をお願いします。

事務局はい。

その前に先ほどの資料の関係でございますが、今後審議会を進めていく中で様々な 資料を出していくことになると思います。審議会の進行に合わせまして事務局の方で 使用料、駐輪場利用者の数、近隣市の状況などの資料も今後出していく予定で考えて おりますので、次回以降でご提出させていただきたいと考えております。

次に次第の6の諸報告についてでございます。

審議会の今後の日程について私どもの方でご報告させていただきます。審議会の今

後の日程でございますが、まだ具体的に決定はしてございませんが、本日を含めまして 5 回の開催を予定しているところでございます。 概ねでございますが、第 2 回を 7 月、第 3 回を 9 月、第 4 回を 11 月、第 5 回を平成 29 年 1 月を考えているところでございます。

自転車等駐車場使用料の改正につきましては、委員の皆様にご検討いただき、平成29年3月31日までにご答申をいただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次回の審議会の状況、開催日でございますが、初めに市の自転車等駐車場の利用状況をご確認していただくために市営自転車等駐車場の現地の視察を行いたいと考えているところでございます。

日程につきましては、今のところ7月19日の火曜日、または翌日の7月20日水曜日の午後より開催したいと考えているところでございますが、皆様のご都合をお伺いしたいと思っているところでございます。

会長 審議会は、基本的に午前の10時から12時ぐらいを予定しています。ただし、次は今 説明があったように現地の駐車場を見るということなので、2回目だけは午後に集まっていただいて、皆さんで現地を見ていただくという予定になっています。

また、審議会は7人で構成されていますが、4名以上の出席がないと成立しません。 やはり全員参加していただくために、次回の予定は事前に打ち合わせをして、皆さん の都合のいい時間で進めたいと思います。

次回については、先ほど事務局で説明がありましたように7月19日1時集合ということでどうでしょうか。ここに集まって見に行きます。一回市役所かどこかに1時に集合していただいて、その後見学してもらって第2回を終了ということになります。

○○委員 申し訳ありません、私はちょっと会議があります。

7月19日の1時のご予定の方はいかがですか。

○○委員 私も都合が悪いです。

会長 そうですか。では、7月20日はどうですか。

○○委員 20 日は大丈夫です。

会長 20 日は大丈夫ですか。

○○委員 はい。

会長 皆さん、20日は大丈夫ですか。

(20日の都合が悪い方がいない)

会長 20 日の 1 時でいいですか。

それでは、7月20日の1時、市のどこに集合としますか。

事務局 現在のところ会議室の調整をしております。

会長わかりました。またあとで、連絡していただければと思います。

では、第2回目は7月20日水曜日の1時に市役所に集合していただいて、それで現場を見ていただいて、ということになります。

3回目以降は審議に入りますので、10時に集合していただいて、12時ごろに終わる 予定です。このような予定で行きたいと思います。よろしくお願いします。

では、7月20日1時、市役所でお願いします。

事務局 また場所、集合場所、市役所の中でも1階の集合場所とかいろんなところがございますので、それはまた改めてご案内をさせていただきます。簡単な集合場所などの地図などをつけましてご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

会長 歩いていくのですか。

事務局 駅前ですので、近いですから、歩いて行こうと今考えているところです。車で行ってもいいのですが、今日お越しになった方もお分かりかと思いますが、なかなか駐車ができないような状況です。できましたら、ここから歩いていただいて、駐輪場を見学していただいて、そこで解散するか、あるいはこちらに戻ってきて解散するか、その件については当日、解散の場所で決めたいと思います。

会長 そうですね。見ていただいてちょっと質問があるようでしたら、また集合していた だいて、解散ということも可能です。

会長 大体解散は何時頃を予定しているのでしょうか。皆さん予定があると思います。1 時から3時、あるいは3時半くらいでしょうか。

事務局 2時間半くらいあればほぼ回れると思います。

会長 では、1時から3時半ということで予定しておいていただければと思います。当日 雨が降らないことを切に祈っておりますけれども、台風でも来ない限りは雨天決行で よろしくお願いします。

それでは、今までの件で何か、審議の日程について何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

その他、最後にこれだけは聞いておきたいということがありましたらご質問ください。

第7 閉会

会長 それでは無いようなので、これで終わりにしたいと思います。本日は、12 時前でございますが、本日の予定はこれで終わりましたので、本日は閉会といたします。

皆さん全員参加でよろしくお願いします。

参加者一同ありがとうございました。

以上